

## 平成 28 年度 第 2 回 八戸市男女共同参画審議会 議事録

日 時 平成 28 年 7 月 1 日 (金) 13 : 30 ~ 14 : 45

場 所 市庁本館 3 階 第三委員会室

出席委員 8 名 浮木委員、慶長委員、瀧澤委員、堤委員、鈴木委員、中村委員、  
中山委員、工藤委員

○司会：ただ今より「平成 28 年度第 2 回八戸市男女共同参画審議会」を開催いたします。本日は都合により、北向委員と佐藤委員は欠席となっております。はじめに委嘱状の交付を行います。

本日、市長は公務出張のため、代理として大平副市長から交付させていただきます。

(委員 8 名に委嘱状交付)

○司会：それでは、ここで大平副市長より、ご挨拶を申し上げます。

(副市長挨拶)

○司会：続きまして組織会に入らせていただきます。なお、欠席されております北向委員と佐藤委員より、本日、審議会で議決された事項につきまして、審議会に一任する旨、連絡を受けております。それでは、審議会規則に基づき、会長・副会長の選出をしていただきますが、会長が選出されるまでの間、副市長が仮議長を務めさせていただきます。

○副市長：それでは会長が決まるまでの間、暫時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さっそく、会長・副会長の選出に入りますが、「八戸市男女共同参画審議会規則」第 3 条第 2 項の規定によりますと、会長、副会長は委員の皆様の互選により定めることとなっております。どなたかご推薦はありませんでしょうか。

○委員：会長につきましては、第 7 期の副会長をお務めになられた経験のある堤委員にお願いしまして、副会長は、慶長委員にお願いしてはいかがでしょうか。

○副市長：ただ今、会長に堤委員、副会長に慶長委員とのご推薦がございましたが、委員の皆様いかがでございましょうか。

(委員賛成)

○副市長：それでは、会長に堤委員を、副会長に慶長委員を選出することに決定いたしました。堤会長、慶長副会長、どうぞよろしく申し上げます。これで、私の職務は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○司会：ここで、副市長は公務のため、退席させていただきます。

(副市長退席)

○司会：それでは、堤委員は会長席に、慶長委員は副会長席にご移動願います。ここで改めまして、委員の皆様をご紹介します。

(委員紹介)

○司会：会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○会長：改めましてこんにちは。ただいま第8期の会長を仰せつかりました。なにぶん私では力不足でございますが、皆様の協力を賜りまして、なんとか活発な意見交換、実りある審議会となるように務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○司会：ありがとうございました。続きまして副会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○副会長：こんな大役は初めてですので、分からないことがたくさんありますが、皆さんと意見を出しあい良い計画を策定できればと思っています。よろしく申し上げます。

○司会：ありがとうございました。続いて事務局職員の紹介をいたします。

(事務局職員紹介)

○司会：それでは議事に入ります前に、お配りしております資料のご確認をお願いいたします。

(資料確認)

以上となりますが、資料の不足はございませんか。よろしいでしょうか。ありがとう

ございます。なお、本日の会議は、15時30分を終了の目処としております。それでは、これより議事に入ります。進行は会長にお願いいたします。

○会長：それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。まず、議事に先立ちまして会議の公開について、説明をお願いします。

○事務局：会議の公開の説明の前に、本日の会議は北向委員と佐藤委員が欠席されておりますが、委員10名中8名の方がご出席で、過半数以上の出席でございますので、本会議が成立することをご報告いたします。

(会議の公開についての説明)

○会長：本日は第8期委員として委嘱されてからはじめての審議会ですので、次第にあります通り、事務局の報告の後に、皆さんからのご質問を受ける形で進めていきたいと思っております。まず、事務局報告の次第(1)男女共同参画審議会についての説明をお願いします。

○事務局：次第にあります事務局からの報告につきましては、座ったまま説明させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、「男女共同参画審議会について」ご説明いたします。お手元の、資料1男女共同参画の概要をご覧ください。当審議会は、「八戸市男女共同参画基本条例」第17条に基づき、八戸市の男女共同参画の推進に資することを目的に、平成14年度から設置されております。設置根拠である条例、第17条の抜粋を裏面に掲載しておりますので、のちほどご確認ください。

次に、審議会の主な役割といたしまして、男女共同参画の推進に関する基本的・総合的な施策および重要事項についての調査審議と、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査・検討していただくこととなっております。これまでの主な審議内容としましては、男女共同参画基本計画の策定に関することや、基本計画の進捗状況についての検証、市民及び事業所などへの意識調査の内容や結果などについてご審議いただいております。皆様の任期ですが、本日より2年間、平成30年6月30日までとなっております。

次に、委員の構成は、男女共同参画基本条例第17条において、委員定数15人以内と規定されており、今期につきましては、別紙「八戸市男女共同参画審議会(第8期)委員名簿」のとおり、知識経験者や事業者からの推薦者など10名の皆様をお願いしております。

最後に、今後の予定ですが、今年度審議会は、今回を含めて3回を予定しております。

す。次回は 10 月上旬に「第 4 次八戸市男女共同参画基本計画 最終案」についてご審議をいただく予定です。また、平成 29 年度は「第 3 次八戸市男女共同参画基本計画」の平成 28 年度分進捗状況と、第 3 次基本計画 5 年間の達成状況についてご審議をいただく予定としております。以上で説明を終わります。

○会長：ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。それでは続きまして（2）男女共同参画事業の概要について説明をお願いします。

○事務局：「男女共同参画事業の概要について」ご説明いたします。

まず、資料の説明の前に「男女共同参画社会」について説明いたします。「男女共同参画社会」の意味ですが、男女共同参画社会の形成を推進するため、平成 11 年に施行されました国の「男女共同参画社会基本法」の第 2 条におきまして、「男女共同参画社会について、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されております。

また、「八戸市男女共同参画基本条例」の前文におきましては、「男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、個性と能力を発揮し、喜びと責任を分かち合うことのできる社会」としております。つまり、男女共同参画社会とは、「女性はこうあるべき、男性はこうでなければならない」といった意識にとらわれず、多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍することができ、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる社会と考えられます。

お手元の資料 2 の 2 ページをご覧ください。条例の制定についてですが、平成 13 年度に、男女共同参画を総合的・計画的に推進し、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市を築くために、男女共同参画推進に係る基本理念等を定めた「八戸市男女共同参画基本条例」を制定し、5 つの基本理念を定めました。

基本理念の 1 つ目は「男女の人権の尊重と、能力が発揮できる機会均等の確保」で、男女がそれぞれの人権を尊重し、性別により差別されることなく、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会を目指すものです。2 つ目は「固定的な役割分担意識等に基づく制度・慣行による影響への配慮」で、家庭、地域、職業の選択や進学などさまざまな場面で、「男だから」「女だから」という性別による固定的な役割分担意識に基づく制度・慣行に影響されない社会を目指すものです。3 つ目は「方針の立案や決定過程へ男女が共に参画できる機会の確保」で、男女が対等なパートナーとして、市における政策や地域、職場などさまざまな分野における方針の立案や決定の場に参画する機会が確保される社会を目指すものです。

このほか「家庭生活と社会活動等との両立」「男女のからだの違いの理解と、生涯を

通じた健康づくりの推進」があり、これらの5つの柱を基本に、市民の皆さん、事業者の皆さんに男女共同参画の推進に協力いただいております。なお、この条例につきましては、お手元にお配りしております、ピンク色のチラシが条例の概要となっておりますので、後ほどご覧ください。

次に八戸市では条例の制定とともに、平成13年度に「男女という性別にとらわれず一人ひとりが生き生きと暮らせるまちを築いていくことを目指す」ことを内外に示すため、「男女共同参画都市宣言」を行っております。宣言文につきましては第3次八戸市男女共同参画基本計画の本冊、表紙裏や第4次計画2次案の表紙裏に掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、3ページをご覧ください。男女共同参画基本計画についてご説明いたします。当市では、男女共同参画の推進に関する施策の総合的、計画的な推進を図るための行動計画として、条例に先んじて、平成8年度に「男女共同参画社会をめざすはちのへプラン」を策定いたしました。

平成13年度には「八戸市男女共同参画基本条例」が施行されたのに伴い、このプランを「第1次八戸市男女共同参画基本計画」と位置づけております。その後、平成17年度に「第2次八戸市男女共同参画基本計画」を策定し、平成23年度末に現在の「第3次八戸市男女共同参画基本計画」を策定いたしております。

当審議会においては、この基本計画に基づいた男女共同参画に関する事業の進捗状況や、基本計画の内容等についてご審議いただいております。以上です。

○会長：ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問はありますか。よろしいですか。それでは次に、(3)第3次八戸市男女共同参画基本計画の概要について説明をお願いします。

○事務局：第3次八戸市男女共同参画基本計画の概要について、ご説明いたします。お手元の資料2の3ページをご覧ください。

現在の「第3次八戸市男女共同参画基本計画」は、市条例の理念である「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市」を築くために、市として取り組むべき施策の方向性と実効性のある事業を定めることを目的に、国や県の基本計画の趣旨を踏まえ、平成24年3月に策定いたしました。計画の期間は、平成24年度から28年度までの5年間としております。

この基本計画における横断的な目標として、「1 男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会の実現」「2 固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会の実現」「3 男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力のある地域社会の実現」の3つを基本目標に設定しております。

続いて4ページをご覧ください。この基本目標を達成するために、「I 男女共同参

画に向けた意識づくり」「Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり」「Ⅲ 安全・安心な社会づくり」これら3点を施策の基本方向の大項目として掲げ、それぞれに実施施策を設定しております。

主な施策といたしまして、「男女共同参画に向けた意識づくり」には、「広報・啓発活動の推進」などがあり、講演会や研修会、情報誌などを通じ、男女共同参画に関する基本的な理解や、性別による固定的な役割分担意識の払しょくなどの意識啓発に努めております。

「男女がともに活躍できる環境づくり」には、「女性のキャリアアップの促進」「子育て支援・放課後児童対策等の充実」があり、女性チャレンジ講座や、若年者キャリアアップ事業、母子家庭自立支援教育訓練給付金支給など、女性の活躍を促進するための支援を行っており、また、子育て支援として、保育園事業の充実や児童館運営事業、乳幼児等医療費助成事業などを行っております。

「安全・安心な社会づくり」には、「男女間の暴力の防止と被害者支援」などがあり、暴力や虐待などの防止に関する啓発や基本計画の策定など、暴力防止のための各種施策を推進しております。

条例制定から14年が経過する中で、これらの事業を通じ、徐々に男女共同参画に対する理解は進んでいると考えられますが、固定的な性別役割分担意識が未だに根強く残っていることや、指導的立場の女性が少ないなど、課題も多くあるのが現状と考えております。以上です。

○会長：ありがとうございます。ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありませんか。よろしいですか。それでは事務局報告（4）男女共同参画事業の実施状況について説明をお願いいたします。

○事務局：お手元の資料2、5ページをご覧ください。市民連携推進課における男女共同参画事業の実施状況についてご説明いたします。

まず、意識啓発事業ですが、広く市民に対して男女共同参画の必要性について、普及啓発を図るために平成4年度から「意識啓発講演会」を実施しております。今年度は、10月12日水曜日に、弁護士であり、NPO長寿安心会代表の住田裕子さんを講師に「一人ひとりが輝くために ～いま私にできること～」と題して開催する予定です。開催実績につきましては、ご覧のとおりです。

次に6ページをご覧ください。「情報誌の発行」を行っており、市民への男女平等観の浸透と男女共同参画意識の涵養を目指すため、平成10年度から実施しております。年2回の発行で、毎号8,000部を作成し、市内600箇所へ配布しております。

なお、お手元に情報誌「WITH YOU」秋号のNo.35・春号No.36をお配りしておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして7ページをご覧ください。「市民企画事業」ですが、市民のアイデアを

活かし、男女共同参画に関する市民参加・体験型の講座やワークショップを市民団体への委託で平成 23 年度まで実施しておりました。開催実績はご覧のとおりです。

続いて 8 ページをご覧ください。子どものころからの人権尊重を基盤とした男女平等観を養う教育が重要であることから、子どもたちに直接、接し、指導する立場にある教職員などを対象にした「学校教育関係者等研修会」を平成 17 年度から実施しております。今年度は、今月 7 月 26 日、午前 9 時 30 分から、八戸市総合教育センターにおいて、学校法人金沢工業大学教授の白木みどりさんを講師に、キャリア教育をテーマに研修会を実施する予定です。なお、これまでの開催実績はご覧のとおりでございます。

続いて、9 ページをご覧ください。「トーキングカフェ」開催事業ですが、これは市内の各分野で活躍する女性達と市長の意見交換会を実施し、活躍する女性のロールモデルを紹介する公開トークです。平成 22 年度から実施しており、今年度は 1 月 29 日に開催予定です。これまでの開催実績はご覧のとおりです。

次に、10 ページをご覧ください。平成 24 年度から「教育関係者への啓発パンフレットの作成・配布」を行っております。男女共同参画意識に基づいた学校教育を推進するために、子ども達の指導にあたる教職員を対象にしたパンフレットで、市内小・中学校の全教職員へ配布しております。また、26 年度からは、小・中学校だけではなく、幼稚園や大学などの教職員にも対象を広げて、配布しております。

続いて、11 ページをご覧ください。人材育成事業として、審議会などへの女性の登用を促進し、女性の人材育成を図ることを目的に、平成 13 年度～平成 19 年度まで「はちのへ女性まちづくり塾」を実施しておりました。修了生の中には、実際に市の審議会委員になられている方もおります。開催実績はご覧のとおりです。

次に「男女共同参画支援事業」ですが、「はちのへ女性まちづくり塾」の実施に一定の効果が見られたため、平成 20 年度からは、幅広い人材の育成を図り、企画力、発言能力などを身につけるための講座を、男女共学で実施しておりました。開催実績はご覧のとおりです。

次に 12 ページをご覧ください。「女性チャレンジ講座」では、女性の、職場における管理職などの指導的立場の人の割合が少ないことから、20 代から 40 代の女性に対して職場などでの地位向上に必要なビジネススキルを習得する機会を提供するため、平成 23 年度から 2 年間の登録制で本格実施しております。以上です。

○会長：ありがとうございます。本当に様々の事業がありましたが、ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次第の 6 に移りたいと思います。第 4 次八戸市男女共同参画基本計画 2 次案について、説明お願いいたします。

○事務局：それでは、お手元の資料 3 「第 4 次八戸市男女共同参画基本計画 2 次案」

をご覧ください。6月2日に実施しました、第1回八戸市男女共同参画審議会の後、関係課との確認、調整の結果、資料3の2次案のとおりとなっております。2次案につきましては、先月21日に委員の皆様へお送りした後も庁内の関係課との調整があり、変更・追加が生じております。資料5「第4次八戸市男女共同参画基本計画（2次案）変更内容」を併せてご覧ください。

なお、この変更・追加につきましては、21日送付前に変更点を確認していたものの、字句等の調整の関係で送付時には調整できていなかったものがある関係から、6月17日～30日変更分とさせていただきます。順にご説明いたします。

2次案13ページをご覧ください。施策の概要、上から三つ目の■につきまして、「行政相談員による行政相談など」の言葉が削除となっております。

23ページをご覧ください。施策の概要1つ目の■につきまして、1つ目を削除しまして、2つ目の内容を1つ目としました。また、新たに、2つ目の■として、創業支援に関する内容を追加します。

27ページをご覧ください。事業No.64の保育料軽減事業ですが、こちらは、現在第3次基本計画に登載されております、幼稚園及び園児の保護者を対象とした「幼稚園就園奨励事業・第3子保育料軽減事業」を、1次案では計画上、幼稚園就園奨励事業については登載せず、保育料軽減事業として事業を縮小した形となって登載されておりましたが、この事業は継続して行っているものであることから、事業名と事業内容を第3次基本計画に登載されているものと同じ内容に戻したものであります。加えて新たに保育所等の保育料に関係する保育料軽減事業を新規事業として追加するものです。同じく、27ページ「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」を母子家庭・父子家庭・寡婦に対する福祉資金の貸付事業を新規事業として追加します。

28ページをご覧ください。事業No.77、介護・認知症予防センター事業ですが、事業内容の説明から「いつでも誰にでも」を削除します。同じく、28ページ、事業No.78、地域包括支援センター事業ですが、事業名を地域包括センター運営事業に変更するものです。

31ページをご覧ください。施策の概要4つ目の■ですが、地域防災会議という言葉を入戸市防災会議に変更するものです。同様に31ページ、事業No.88 地域防災会議への女性委員の登用ですが、事業名・事業内容ともに、地域防災会議という言葉を入戸市防災会議に変更するものです。

変更点は、以上となりますが、新規事業が入ることにより、事業番号も一部変更となりますので御了承願います。新しい事業番号につきましては、最終案でお示しします。以上です。

○会長：ありがとうございます。それでは皆様からご意見を伺う前に、事前に資料を確認いただき、質問等が出された一覧、資料4がありますので、まずそれについて取り扱っていくこととしたいと思います。また、本日は事前の質問が出されている担当課



の方々に出席いただいておりますので、回答は各課よりお願いしたいと思います。

それでは資料 4 の事前質問の意見一覧No.1、こちらについて、この内容に補足があればお願いいたします。

○委員：回答を拝見いたしまして、分かりました。

○会長：よろしいですか。続きましてNo.2 です。こちらに補足説明があればお願いいたします。

○委員：進め方というか、多分私はこの内容を書いた本人なので分かっていますが、皆さん今初めてご覧になったと思うので、質問を読み上げていただいた方がいいのではないかと思います。

○会長：そうですね。今日、資料 4 が配布になりましたので、私もどういう質問内容が皆さんから出されたか分かっていませんでしたので、読み上げさせていただきます。No.2 からでよろしいですか。

全体の「施策の基本方向に掲げられている注目指標」についてです。ページでいうとどの辺でしょうか。

○委員：例えば 12 ページですね。

○会長：資料の 12 ページの下をご覧になってください。この表中にある注目指標が、平成 33 になっているが、第 6 次総合計画では同様の注目指標が平成 32 のデータになっている。この「言葉の周知度」などはアンケート調査が必要と思われるが、毎年データを取るということでしょうか、という質問でございます。こちらについて、市民連携推進課より回答をお願いします。

○市民連携推進課：No.2 の注目指標についてでございますが、八戸市の第 4 次男女共同参画基本計画は計画年度が平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間としており、第 6 次総合計画は 28 年度から 32 年度までの計画期間となっております。そのため、八戸市の男女共同参画基本計画は 33 年度に目指すべき目標値として設定しております。

また、アンケート調査は、計画作成の前年度に行っておりまして、今回は平成 27 年度に行いました。次回は 5 年後の平成 32 年度に実施予定となっております。毎年の大規模アンケート調査は難しいため、各種イベント参加や講演会開催時、あるいは、市政モニターを活用したアンケートを行うなど、数値の経年変化をとらえられるよう努めてまいります。以上です。

- 会長：次にNo.3、8 ページの施策の体系のところです。「固定的な性別分担意識」は、「固定的な性別役割分担意識」ではないかということで、こちらは回答欄にありますとおり「性別役割分担意識」の間違いだったということでございます。
- 市民連携推進課：修正させていただきます。
- 会長：私も気づきませんでした。素晴らしいです。ありがとうございます。次はNo.4、15 ページと 30 ページで、学校教育にデートDVが含まれているのか、それとも男女間の暴力防止と被害者支援に含まれているのか、学校教育にもデートDVの記載があったほうが良いのではないかと、という質問と意見でございます。委員、補足説明があればお願いします。よろしいですか。それではまず、子育て支援課より回答お願いいたします。
- 子育て支援課：子育て支援課としては、30 ページに載っておりますNo.82 の事業になりますが、平成 24 年度にDV防止基本計画を策定し、デートDVを含めた男女間の暴力防止の啓発活動や被害者への支援に取り組んでいるところです。以上です。
- 委員：その事業にデートDVが含まれているということですね。
- 子育て支援課：そうです、含まれております。
- 会長：もうひとつでございます。教育指導課、回答をお願いします。
- 教育指導課：15 ページになります。こちらにありますように、教育・学習分野については、小・中学校の義務教育の取組について書いております。小・中学校の子ども達の発達の段階から考えて、まず、男女共同参画の視点でのキャリア教育ということと、人権教育を中心に行っております。ほかに中学生を対象とした「いのちを育む教育アドバイザー」として、お医者さんに来ていただいて、性に関わるお話などをしていただく講演会があります。講演会では男女の健全な交際などについてお話しいただき、その中でDV、デートDVにも触れていただける機会を通して、子どもたちへの啓蒙を図っている状態です。この事業の中にデートDV等が含まれていると考えていただけたらと思います。以上です。
- 会長：それではNo.5、16 ページのNo.16、18 の事業についてです。生涯学習の推進で、市民大学講座では男女共同参画のテーマであることを明確にして実施している。鷗盟大学や、公民館講座では、どのようになっているのか。テーマを明確にした方法で実施できるようにして欲しいという意見でございます。委員、補足説明はよろしいです

か。まず高齢福祉課、回答をお願いいたします。

- 高齢福祉課：鷗盟大学についてご説明いたします。鷗盟大学は、高齢者の学習活動を推進し、老後の生きがいの増進を図ることを目的として、昭和 51 年から実施しております。例年、学生の男女比は同数であり、授業において男女共に料理や芸術活動に親しむ機会を設けております。今後も男女共同参画社会の実現に寄与するような授業を継続すると共に、学生募集の広報等においてPRを図ってまいりたいと思います。
- 会長：次に社会教育課よろしく申し上げます。
- 社会教育課：公民館講座につきましては、公民館が所在します、地域の特性や住民の皆さんの要望を勘案しまして企画・運営しております。男女が主体的に公民館に集まっていたら、各種講座に参加して、相互に対等なパートナーとして尊重しあうことにより、男女共同参画社会の実現に寄与しているものと考えております。今後とも、魅力ある講座の企画・運営に努めてまいりたいと思います。以上です。
- 委員：市民大学講座では、何月何日の何々の講座は、テーマは男女共同参画ですというようになっています。公民館などであれば公民館主催の様々な事業があると思いますが、その中の1コマに今日は男女共同参画のテーマの学習会です、講座ですとなってくれたらいいなという思いで、書かせていただきました。鷗盟大学もそうですが、地域の人たちが一生懸命地域で、男女問わず自分らしく生きるという公民館活動をしながらか自分らしく生きるか、鷗盟大学で老後も生き生きと学びながら自分らしく生きるという意味でも、表示していただきたいと思っています。もっと明確になっていければいいなという私の思いで、書かせていただいたものです。回答いただいてありがとうございます。
- 社会教育課：市民大学講座につきましては確かに、1 コマ男女共同参画についてのものがございますが、こちらの事業として載せているのは、その1コマということではなくて、市民大学講座全体で、男女共同参画社会の実現に寄与するのではないかとということで挙げさせていただいております。市民大学講座は、全市民を対象としておりまして、男女共同参画ということで勉強しようという方も、もちろん集まっていますが、公民館講座につきましてはよりその地域性であったり、地元の要望というものを反映させなければなかなか人が集まらないということもございますので、その1点のテーマというよりは、地域の特性、あるいはその住民の要望等で講座を開かせていただいて、その中で男女が共に並び合うということで寄与できればと考えております。

- 会長：続いてNo.6、18 ページ「男女がともに活躍できる環境づくり」の注目指標のところ。第6次総合計画ではここに該当する部分の注目指標に「一方の性の構成比率が3割未満の審議会数」がある。今回の男女共同参画基本計画にも入れてはどうか。また、同じく第6次総合計画の「女性活躍プロジェクト」のプロジェクト指標に「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度がある。これも入れてはどうかというご意見でございます。こちらについて、委員補足よろしいですか。回答欄にもございますが、市民連携推進課から何かございましたらお願いします。
- 市民連携推進課：ご提案ありました2つの指標登載につきましては、バランスや分野を見ながら検討させていただきます。
- 会長：ありがとうございます。それでは続いてNo.7、資料22ページのNo.31から32の事業についてでございます。「性別にとらわれない職員の登用」と「男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得促進」の対象は市役所職員など公務員ということであるかという事と、行政が率先してこのような取り組みをするのはとてもいいと思う。もし、企業なども含まれているなら、「職員」以外に「従業員」「社員」など別の表現も加えたほうがいいのではないかと、というご意見でございました。こちらについて委員補足はありますか。よろしいですか。それでは回答は市民連携推進課よりお願いいたします。
- 市民連携推進課：No.7についてお答えいたします。事業No.31、32とも八戸市職員を対象にしたものとなっております。また、従業員が301人以上の企業は女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に向けた一般事業主行動計画を策定し、ホームページ等で公表し、周知を図っているところでございます。
- 委員：これを見たときに、どうなんだろうなと疑問が湧く人が私以外にもいるのではないかなと思い、どういう人を対象にしたという事が分かる表現にできたらいいと思いました。
- 会長：どうでしょう皆さん、なにか意見はありませんか。
- 事務局：この計画に登載しているのは、回答にある通りまず我々が率先してやらなければならないというところで、人事課が計画に基づいて指標を設けました。本日出席はされておませんが、労働局でも301人以上の事業所に対して目標値を定めて計画を作っていただきたいという事をお願いし、高い作成率になっていると伺っております。ただ、市民の方からすれば従業員301人以上は何々、中小企業は努力目標などは、確かに分かりづらいと思っております。そういった意味ではまず、市が率先して

実行するという表記を事業欄・計画の中に盛り込みたいと思っております。

○会長：そうですね。その方がはっきりして分かりやすくなります。次はNo.8 で、資料 25 ページになります。ダブルケア(子育てと介護の両方を同時に担うこと)について、ここでは子育てと介護が個別に書かれているが、少子高齢化が進む中、晩婚化・晩産化に伴い、働き盛り世代に子育てと介護の同時必要性が増加するということが予想されている。ダブルケアの状態でも働き続けられるような制度づくり、支援(横断的な包括支援)、相談体制を整えてほしいという意見でございます。委員補足はよろしいですか。こちらについては複数の課に係る内容でございますが、こども未来課よろしく申し上げます。

○こども未来課：ダブルケア問題についてお答えいたします。現在八戸市において子育てや保育に関しては、こども未来課の窓口をはじめ、子育て支援センターや子育てサロンで相談に応じております。また高齢者への支援や介護については高齢福祉課の地域包括支援センターなど、それぞれの専門部署において対応している状況であります。さらに、子育てや親の介護などに関して複数の問題を抱えている場合には、随時関係部署が連携しながら各種支援を行っております。

なお、国において平成 27 年度にダブルケア問題の実態調査に初めて着手し、4 月、内閣府の推計によれば、ダブルケアに直面している人が全国で約 25 万人に上り、その 8 割が 30 代から 40 代という結果が出ており、働き盛りの世代に最も負担がかかっていることが示されたところです。今後このような国の動向や先進自治体の状況等を踏まえて、ダブルケア世帯に対する相談体制の構築や、必要な支援について研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○会長：ありがとうございます。委員いかがでしょうか。よろしいですか。

続いてNo.9 資料の 28 ページでございます。No.74 から 78 の事業一覧の部分です。介護保険の事業はすでに、介護保険課で実施していると思うが、男女共同参画の視点が一貫して盛り込まれているとはあまり感じない。男女共同参画の視点も盛り込む、きちんと明文化したほうが良いのではないかというご意見です。こちらにつきまして委員補足はよろしいですか。それでは介護保険課からお願いいたします。

○介護保険課：ご意見ですが、介護をする方は女性の方が多いのではないかと、女性に偏っているのではないかとという視点からのご意見という事でよろしいでしょうか。

○委員：介護を男女共にやりましょうのように、もっと明確にしていればよいのではないかとご意見です。

○介護保険課：介護保険課の現状を含めてご説明したいと思います。まず介護保険の制度は介護を必要とする人とその家族を支える制度でございます、少子高齢化社会の進展により介護はすでに男女関係なく、男女問わず全ての人に関わる問題となっております。男の人だから、あるいは女性が優先的に、ということではなく、もっと差し迫ったものとなっております。全ての人に関わる問題となっていると考えておりまして、このような表現といたしました。

補足でございますが、今窓口で相談においでになる方は、息子さん娘さん問わず、ご家族がお見えになっています。介護関係は3年に1度計画等を策定してまして、平成26年に策定しました。実際、家族の中でどなたが主に介護をしてらっしゃいますかというアンケートを取っていますが、やはり妻という回答が一番多くなっておりました。妻が28.7%、娘が15.2%、夫が12.6%、息子が9.8%となっており、おそらく制度が始まったときよりは、男性の参加も増えてきているのではないかと受け止めております。

○会長：職場の話になりますが、短大の学生が介護を担当することもあります。親がどうしても仕事を休めない時は、認知症のおばあちゃんの面倒を見るために授業を休むということがあり、だいぶ変わってきていると感じています。

事前質問・意見の方は全部終了いたしました。他に2次案全体についてのご意見・ご質問はございませんか。

○委員：的はずれな意見かもしれませんが、研修でLGBTの勉強会を受けてきました。男女共同に関してのアンケートを取ると、この問題も最近人数が増えています。アンケートを取ったら、岩手の高校生が8600人ほど、全体の10%ぐらいあったそうです。私たちからすると少し離れているといえどもまた差別になるかもしれませんが、性同一性障害ということで、きちんと就職ができなかったり、差別やいじめにも繋がっているようです。基本計画の貧困と高齢障害者による困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備に、少しでも関わるような部分があればいいと思います。相談センターでアンケートを取ると、相談する場所も実際になくて悩んでいる方が229件あり、相談できない人達ももっとたくさんいると思います。相談する場所などについて、どこかに網羅されるようなところがあればいいのではないかと思います。

○会長：そうですね、LGBTは最近ようやく表面化してきました。こちらについてはいかがでしょうか。

○事務局：平成27年の9月議会に、議員から性的マイノリティーについて質問されたことがあったのですが、そのときは、性的少数者人権保護のための啓発支援については今後市民に相談室等での相談受付など、既存の取り組みとして性的少数者をとりま

く現状の把握に努めるとともに、他都市の取組みを調査して望ましい支援策を研究してまいりたいと考えておりますと答弁しております。実態の把握ができておりませんし、市民相談室の方に確認したところ、基本、相談は内容を見ずに、全て担当である法務局の方に渡しているという事であり、また、個人情報に関するので、相談を受けたものは紙に記していないので記録はなく、ただ担当者の記憶としてないと伺っております。あくまでも担当者の記憶でございます。現計画の中には、今おっしゃられた事についての文言は盛り込んではおりませんが、今後そういう内容の相談件数が少しずつでも増えてきたり、もしくはそれが原因でいじめにあっているなど、何かしらの動きが見えてきましたら対応をしていかなければならないと思っておりますが、その現状をまだ把握すらできておりませんので、第4次の計画の中には包括的に盛り込んでいきたいと考えております。

- 委員：実態調査をするうえでも、相談窓口があったとしても、専門的な知識がないと今のお話のように、そのようだとか、そうかもしれないなど、ただの憶測になってしまいます。私たちも含めて研修が必要になってきます。
- 会長：そうですね、必要な体制が整っていません。大事な問題です。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。感想でもありましたらどうぞ。
- 委員：今日の資料5で、変更点が出ています。23ページの施策の概要の1つ目を消して新しく「創業希望者や創業間もない方を支援するため、相談体制の充実を図ります」と変えています。変更の趣旨、背景をご説明いただければありがたいです。
- 会長：二つ目の■の所ですね、変更の趣旨についてお願いします。
- 事務局：第2次案に載っております、1個目の■ですが、こちらは現在の第3次計画に載っております事業の中に各種講座の情報提供というものがございまして、そこからそのまま転記された形になっておりました。今回の第4次計画の2次案では、この分野、部分には情報提供の事業が掲載されておりましたので、その文言を削除いたしました。以上です。
- 委員：あえて創業をもってきたのはNo.44のはちのへ創業・事業承継サポートセンター事業など、そういったところに関連して載せたということで、就業を控えるというよりも創業を全面に出していこうというような感じでよろしいでしょうか。
- 事務局：はい、そうなります。

- 会長：ありがとうございます。ほかに全体を通して意見などはありますか。よろしいですか。それではその他に移ります。委員の皆様から何かございませんか。事務局から何かございませんか。
  
- 事務局：本日、皆様からいただきましたご意見や、資料 5 にあります追加・修正を加えまして、第 4 次八戸市男女共同参画基本計画案を作成し、7 月中旬から 1 ヶ月をめぐりに、パブリックコメントを実施する予定です。その後、パブリックコメントで出された意見を参考に、案を見直し、8 月 22 日に開催予定の庁内ワーキングチーム会議で意見をいただき、再度修正後、10 月上旬に開催を予定しております第 3 回審議会において最終案としてお示しし、ご意見をいただく予定です。以上です。
  
- 会長：ありがとうございます。これで本日予定しておりました案件が全て終了いたしましたので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。
  
- 司会：これをもちまして、平成 28 年度第 2 回八戸市男女共同参画審議会を終了いたします。皆様、長時間にわたりありがとうございました。